

# 愛知県議会 政務調査費

## 不正支出が続々判明

### パーティー券購入、人件費水増し、架空支払証明書、白紙領収書発覚

2012年度に支給された愛知県政務調査費の領収書が13/7/1に公開されました。CD2枚140円で写しを取ることが可能となり、約2万枚の領収書を簡単にチェックすることができます。

報道機関がチェックしたところ、パーティー券購入している議員が判明しました。

秘書人件費を水増し請求していた県議は辞職に追い込まれました。架空の支払証明書を記載していた県議も辞職しました。しかし人件費の支払先は黒塗りされており、領収書を見るだけでは不正

かどうかは判断しにくいです。

### 改善策を各会派に質問状送付

愛知県議会・名古屋市議会の政務調査費の不正支出に関し、制度の改善についての申入書と質問状を13/10/1に愛知県議会議長・愛知県議会各会派、名古屋市議会議長・名古屋議会各会派に提出したところ、締切の10/15までに議長、会派すべてから別紙の通り回答が来ました。(名古屋市1人会派5名については、10/18までに4名回答がありました。)・愛知県議会議長・愛知県議会各会派回答 <http://nagoya.ombudsman.jp/seimu/131016aichi.pdf> ・名古屋市議会議長・名古屋市議

会各会派回答 <http://nagoya.ombudsman.jp/seimu/131016nagoya.pdf>

### 領収書 タイアップwebに公開 統一地方選前にチェックを

2013年度政務活動費もCDで公開されました。報道機関が調べたところ、筆跡が同じ領収書があり、議員が書いたことを認めました。

全領収書はタイアップグループwebに掲載しています。 <http://www.ombnagoya.gr.jp/tokusyuu/seimutyouyousahi/index.htm> ぜひ各自チェックください。

# オンブズマン & タイアップ望年会に参加を

日時：2014年12月25日(木) オンブズマン+タイアップ望年会 午後6時00分～  
場所：かっぱ園菜館(名古屋市東区泉1丁目9番28号) TEL 052-951-3454  
地下鉄久屋大通駅・高岳駅徒歩5分  
会費：アルコール飲む人5000円 飲まない人4000円  
申込み：FAX(052-953-8050)か電話(052-953-8052)で12/22(月)までに。  
望年会はどなたでも参加できます。お気軽にお申し込み下さい

# 代表交代のお知らせ

2014年7月22日、名古屋市民オンブズマンの総会を行い、新代表として新海聡弁護士、事務局長に滝田誠一弁護士を選出しました。任期は1年です。よろしくお願ひ致します。

日程：名古屋市民オンブズマン・タイアップグループ 2014年11月以降

月	日	曜日	時間	行事・裁判・催し	場所
11	26	水	10:30-	愛知県議政務調査費住民訴訟弁論	名古屋高裁10階法廷
12	6	土	14:00-	秘密保護法反対大集会+デモ	エンゼル広場(栄・松坂屋北館東)
12	25	木	18:00-	望年会	かっぱ園

\*第1,第3火曜 午後6時半～例会をオンブズ事務所(大津橋南100m西側チサンマンション3階)で行います。  
☆カンパ大募集中! 郵便振替口座00870-9-105687 「名古屋市民オンブズマンタイアップグループ」



## 愛知県議政務調査費住民訴訟

### 約2860万返還命令 名古屋地裁

2009年度に愛知県議に支給された政務調査費のうち「事務所家賃」「車リース料」に支出された約8116万円の返還を求めて名古屋市民オンブズマンが起こした住民訴訟で、14/1/16に名古屋地裁は約2860万円の返還命令を出しました。 <http://nagoya.ombudsman.jp/data/140116.pdf>

### 事務所費・車リース料はせいぜい1/2

争点は「事務所家賃」「車リース料」の支出は政務調査費条例・規程に反しているとした点です。  
1) 使途基準を「マニュアル」で規定してよいか→地方自治法・政務調査費条例に反しない  
2) 「事務所家賃」「車リース料」は事務費に該当するか→想定されていなかったなどということはない。  
3) 条例上会派のみ交付だが、議員個人が契約したものに支出が許されるか→会派が行う調査研究活動と議員個人が行うその他の活動の双方に使用されている場合には、各活動への使用実績に応じて按分した限度において政務調査費を充てることが許される。  
4) 按分率はどうか→特段の事情がない限り、会派から委託を受けた調査研究活動のために使用された割合とそれ以外の活動のため使用された割合は同等程度であると推認するのが相当。各議員は算定の基となる資料や算定方式など、各数値の算定根拠について、何ら具体的な説明をしてい

ない。政務調査費を充てることが許されるのはせいぜい2分の1にとどまると推認するのが相当。

【判決】☆2分の1を超えて充てられた部分については、不当利得として返還せよ☆

### 同族会社への支出は全額返還命令

自らもしくは親族が代表取締役を務める同族会社への事務所・車リース支出(8名分)は→果たして実際に議員の事務所として使用され、その機能を備えていたかどうかや、会派から委託された調査研究活動のために使用されていたかどうか、全額支払っていたかどうか、大いに疑問があるほかはなく、むしろ、上記のような使用や支出の実体が欠けていたことが推認される。  
【判決】☆同族会社への支出は全額を不当利得として返還せよ☆

### 高裁で議員が大量の陳述書提出

双方控訴し、名古屋高裁で自民・民主・公明各議員は、地裁で「何ら具体的な説明をしていない」に反論する形で大量の陳述書を提出してきました。手帳の写し、ニュースレター、領収書など、6000枚以上にも及ぶ書類がはじめて出てきました。議員の実態が分かるとともに、「こんなことまで政務調

査費に使えると思っていたのか」と驚くことばかりです。

### 交通事故処分軽減口利きのため事務所? クラウンマジスタで盆踊り参加?

民主党県議から提出された陳述書の中に、秘書が事務所で「陳情」を受けた記録がありました。「ひき逃げ事故を起こしたが免許取り消し処分を軽くしてくれないか」といった口利きを処理した、とあり、だから事務所が必要、と結論付けています。

また、マニュアルで年額80万円まで車リース料まで支払えると書いてあるため、年140万を超える車を借り、うち80万円を政務調査費で支払っている議員もおり、クラウンマジスタ、マークX、レクサスISなど、自家用車とは別に高級車を借りている議員も多数います。リースした車で、盆踊り、神社祭礼、運動会、追悼式、県民文化祭、中学文化祭等への出席しており、とても政務調査活動とは言えない用途に使っています。

これら陳述書に対しそれぞれ丁寧な反論を行い、政務調査費の支出は違法と名古屋市民オンブズマンは主張しています。

ただ、これらは裁判で初めて明らかになりました。本来は領収書だけでなく、目的・結果がわかるものまであらかじめ公開すべきではないでしょうか。